

「ひょうごTECHイノベーションプロジェクト」運営業務 委託仕様書

1 委託業務名

「ひょうごTECHイノベーションプロジェクト」運営業務

2 業務目的

県内の社会課題・地域課題について、単一枠と複合枠の枠組みを設け、県内外の起業家や事業者等が有する情報通信技術を中心に、ものづくりや建築・土木等の工業技術などを活用し、その解決を図ることを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 事業費

24,619,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、事業を実施すること。

(1) 運営体制

- ・受託者は、委託者、社会課題や地域課題等を提案する者（以下「課題提案者」という。）及び課題に対し、実装可能なレベルの技術・製品による解決策を提案する事業者（以下「課題解決策提案事業者」という。）の窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を置くこと。
- ・責任者は、優れたビジネスプランを有する県内外の起業家や事業者の情報、最新の技術動向について、十分に把握している者とする。

(2) 全体スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

4月	実証実験を行う課題候補の選定
5月～7月	課題解決策提案事業者の公募・選定
8月～1月	実証実験の実施
3月	実施結果の報告

(3) 事業内容

ア 課題選定

- (ア) 委託者が、募集した課題のなかから、課題の適合性（ひょうごTECHで解決できる課題か）、新規性（既に解決策が存在していない課題か）、共通性（他地域でも解決策が共有可能な課題か）の観点から課題を選定する。なお、単一枠として9課題程度、複合枠として2テーマ程度を選定することとし、実証に適した課題応募が少ない場合には、課題提案者となりうる者へ応募の支援を行うこと。（単一枠とは、1課題に1の課題解決策提案事業者をマッチングする枠組みとし、複数枠は、1テーマに2以上の課題を設定し、それぞれの課題に1の課題解決策提案事業者をマッチングする枠組みとして定義する）。
- (イ) 選定に当たり、必要に応じて受託者は課題提案者へヒアリングを実施するこ

と。ヒアリングには委託者が同席する場合がある。

イ 課題解決策提案事業者の公募・選定

- (ア) 受託者は、課題解決策提案事業者として応募する者（以下「応募者」という。）の公募要項を定めること。
- (イ) 受託者は、Webページにより公募を行うこと。
- (ウ) 本事業で作成するWebページの運用・保守に関する費用は委託契約に含める。
- (エ) 受託者は、本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、本事業終了日までに委託者が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は委託契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。
- (オ) 応募者は、兵庫県内に拠点（本店、支店のほか、登記されていない営業所や出張所、サテライトオフィス、コワーキングスペース契約等を含む）を有する者とする。
- (カ) 受託者は、必要に応じて、応募者を対象とした説明会を開催すること。また、応募者となりうる者を調査・リスト化し、応募の働きかけを行うこと。
- (キ) 選定にあたり、受託者は、課題提案者同席の下、応募者へヒアリングを実施すること。
- (ク) 受託者は、最低13課題（単一枠8課題、複合枠2テーマ5課題）と応募者をマッチングさせること。
- (ケ) 応募者の選定過程において、事務局（兵庫県産業労働部新産業課）と十分に情報を共有し選定を進めること。

ウ 実証実験の実施支援

- (ア) 受託者は、応募者とマッチングさせた課題について、課題提案者及び応募者の双方と十分に協議しながら、課題認識の共有を図るとともに、解決可能性、解決に資する技術・製品の想定を踏まえた整理・分析・明確化など課題のブラッシュアップを行うこと。
- (イ) 受託者は、応募者が想定している解決策について、課題提案者が専門知識を有しないことを前提に、分かりやすい説明に努め、課題提案者の理解を得ること。
- (ウ) 受託者は、応募者が計画した実証実験の内容について、応募者と課題提案者の両者が共に納得した内容となるよう、調整を図り、両者の合意を得ること。
- (エ) 実証実験の実施にあたり、住民の合意を必要とする場合には、受託者は課題提案者が行う住民の合意形成に向けた取組を支援すること。
- (オ) 受託者は、応募者が円滑に実証実験等支援金申請を実施できるようにサポート業務とし、補助金関係書類の内容確認、応募者が提出する補助金申請関係書類のサポート（提出書類等の不備チェック、未提出もしくは不備のある応募者へのフォロー等）実証補助金申請に関連する業務を行なうこと。
- (カ) 受託者は、実証実験の進捗状況について、3週間に一度、委託者と共有すること。
- (キ) 受託者は、委託者、課題提案者及び応募者と協働して、県内市町への事業効果PRを図るため、課題提案者及び応募者とのマッチング後、課題への取組み計画・

方針を内容とする県内市町向けマッチングお披露目会（令和7年8月ごろ）、もしくは、実証実験の進捗及び見通しを内容とする県内市町向け中間報告会（令和7年11月ごろ）を開催し、最終報告会（令和8年3月ごろ）を開催すること。なお、原則起業プラザひょうごで開催することとし、起業プラザひょうごを使用する場合に限り、当該使用料を委託者が別途負担するが、使用に際しては受託者において、直接、施設運営者と調整すること。ただし、本業務履行期間中に受託者及び利用者が、施設や備品等を破損・汚損した場合は、委託者に報告のうえ、原則として受託者が修繕・原状回復を行うこと。

エ 実証実験の結果報告等

受託者は、応募者が課題提案者と共に実施した実証実験の結果について、原則令和8年2月28日までに報告すること。

オ 当事業で得られた成果の横展開への支援

受託者は、過去の応募者を含め実証で得られた成果の横展開への支援を実施し、横展開のきっかけを創出すること。なお、横展開先となるターゲットごとに、下表に定める実施要件を満たすイベント等を①～④あわせて年に5回以上実施し、6回以上の提案は加点要素とする。

【表 横展開のターゲットごとの実施要件】

ターゲット	実施回数	支援対象社数
① 県内自治体	1回以上	約30社
② 県内民間企業	1回以上	約30社
③ 県外自治体	3回以上	約13社
④ 県外民間企業		約13社

また、横展開の支援を受ける事業者のPR媒体（各社スライド1枚程度）を作成、適宜更新し、Webページへの掲載およびイベントの広報活動に活用すること。

その他、効果的な横展開支援について積極的に提案すること。

なお、支援を行なう事業者は兵庫県内に拠点を有する者とする。

カ 次年度の課題募集

受託者は、次年度の課題募集に向けて県内市町等へのヒアリングおよび応募の働きかけを行うこと。

キ その他

そのほか、委託者の指示に基づき当事業に関連する調査・取りまとめ等を実施し、当事業の効果を把握し適時改善行なうこと。

6 支払条件等

- (1) 委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。
- (3) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。
- (4) 本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、

超過分を委託者に返還するものとする。

7 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議のうえ、業務計画書を作成し、業務開始時まで委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に委託者の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果物については、委託者に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 成果物納品場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部新産業課 情報・成長産業振興班
電話 078-362-3054
電子メール shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp